

西条市パワーハラスメント事案に関する外部調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長のパワーハラスメント事案(以下「事案」という。)について、客観性及び公正性の観点から、専門的かつ高度な知見を有する第三者による調査等を行うため、西条市パワーハラスメント事案に関する外部調査委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事案の事実確認を行うための調査に関すること。
- (2) 事案に係るパワーハラスメント行為の該当の有無、措置等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、副市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員2人をもって組織する。

2 委員は、法律、労働行政等について専門的知識を有する者のうちから副市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、調査等に関し必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第8条 委員会の委員に対しては、予算の範囲内において、報償費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、職員厚生課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、副市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。